

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【公表番号】特表2012-532840(P2012-532840A)

【公表日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2012-054

【出願番号】特願2012-518932(P2012-518932)

【国際特許分類】

A 01 N	25/10	(2006.01)
A 01 P	7/04	(2006.01)
A 01 N	53/08	(2006.01)
A 01 N	43/36	(2006.01)
A 01 N	25/18	(2006.01)

【F I】

A 01 N	25/10	
A 01 P	7/04	
A 01 N	53/00	5 0 8 C
A 01 N	43/36	A
A 01 N	25/18	1 0 2 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月2日(2013.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次のものを含有する組成物

A) 次の成分A1)、A2)からなる混合物A 0.1~45質量%(A及びBの合計に対して)

A1) 1種以上のピレトロイド99~1質量%(Aに対して)、

A2) クロロフェナピル1~99質量%(Aに対して)

及び

B) 次の成分の乳化重合により得られるアクリラートバインダー99.9~55質量%(A及びBの合計に対して)

B1) 式(I)

【化1】



[式中、

R<sup>1</sup>は、H又はCH<sub>3</sub>を意味し、

R<sup>2</sup>は、線状又は分枝鎖状のC<sub>1</sub>~C<sub>12</sub>-アルキル基を意味する]

の(メタ)アクリラート1種以上20~93質量%(Bに対して);

B2) N-メチロールアクリルアミド、N-メチロールメタクリルアミド、N,N-ビスマチロールマレイン酸ジアミド及びN,N-ビスマチロールフマル酸ジアミドの群からの少なくとも1種のモノマー1~5質量%(Bに対して);

B3) アクリル酸、メタクリル酸、ビニルスルホン酸、マレイン酸及びフマル酸の群

からの少なくとも 1 種のモノマー 0 . 2 ~ 5 質量 % ( B に対して ) ;

B 4 ) 次の群からの少なくとも 1 種のモノマー 0 ~ 5 質量 % ( B に対して )

B 4 A ) 次の式 ( I I ) 及び / 又は ( I I I ) のモノマー

$H_2C = CR^3X$  ( I I ) ,  $ZHC = CHZ$  ( I I I )

[ 式中、記号は次の意味を有する :

$R^3$  は H 又は  $CH_3$ ;

X は Z,  $-CO-NH-CH_2-NH-CO-CR^3=CH_2$  又は  $COO-CH_2-CO-CH_2-$   
 $COOR^4$ ;

Z は  $CONH_2$ ,  $CONH-CH_2-OR^5$ ,  $COO-Y-OH$ , CO-グリシジル, CHO  
又は  $CO-Y-OH$ ;

Y は  $C_1-C_8$ -アルキレン及び、

$R^4$ 、 $R^5$ は、同じか又は異なり、線状又は分枝鎖状の  $C_1 \sim C_{10}$  - アルキル基 ]

B 4 B ) アクリル酸アリルエステル、アクリル酸メタリルエステル、メタクリル酸アリルエステル、メタクリル酸メタリルエステル、マレイン酸ジアリルエステル、マレイン酸ジメタリルエステル、フマル酸アリルエステル、フマル酸メタリルエステル、フタル酸ジアリルエステル、フタル酸ジメタリルエステル、テレフタル酸ジアリルエステル、テレフタル酸ジメタリルエステル、p - ジビニルベンゼン及びエチレングリコールジアリルエーテル ;

B 5 ) 次の群からの少なくとも 1 種のモノマー 0 ~ 4 0 質量 % ( B に対して )

B 5 A ) アクリルニトリル、メタクリルニトリル、マレイン酸ジニトリル及びフマル酸ジニトリル及び / 又は

B 5 B ) B 1 ~ B 4 とは異なる、非極性エチレン性不飽和モノマーでコーティングされた基材。

#### 【請求項 2】

前記組成物の前記成分 A 1 は、シペルメトリン、 - シペルメトリン、デルタメトリン、ペルメトリン、シフルトリン、 - シフルトリン、シハロトリン及び - シハロトリンから選択されている、請求項 1 記載の基材。

#### 【請求項 3】

前記成分 A 1 は、 - シペルメトリンである、請求項 2 記載の基材。

#### 【請求項 4】

前記アクリラートバインダー B の前記成分 B 1 は、n - プチルアクリラートである、請求項 1 から 3 のいずれか 1 項記載の基材。

#### 【請求項 5】

前記アクリラートバインダー B の前記成分 B 2 は、N - メチロールアクリルアミド又は N - メチロールメタクリルアミドである、請求項 1 から 4 のいずれか 1 項記載の基材。

#### 【請求項 6】

前記アクリラートバインダーの前記成分 B 3 は、アクリル酸である、請求項 1 から 5 のいずれか 1 項記載の基材。

#### 【請求項 7】

テキスタイル材料の形にある請求項 1 から 6 のいずれか 1 項記載の基材。

#### 【請求項 8】

ネットの形にある請求項 1 から 7 のいずれか 1 項記載の基材。

#### 【請求項 9】

請求項 1 から 6 のいずれか 1 項記載の組成物を含有する、基材の殺虫性コーティングのための水性処方物。

#### 【請求項 10】

遊離イソシアナート基を提供する架橋剤を含有する、請求項 9 記載の水性処方物。

#### 【請求項 11】

請求項 1 から 8 のいずれか 1 項記載の基材を、ヒト及び／又は家畜が利用する建造物中に取り付ける、有害昆虫からヒト及び／又は家畜を保護するための方法。

【請求項 1 2】

請求項 1 から 8 のいずれか 1 項記載の基材を、ヒト及び／又は家畜が利用する建造物中に取り付ける、有害昆虫により伝染されるベクター伝染性疾患からヒト及び／又は家畜を保護するための方法。

【請求項 1 3】

建造物中に請求項 1 から 8 のいずれか 1 項記載の基材を取り付ける、建造物中の有害昆虫の防除方法。

【請求項 1 4】

建造物中の有害昆虫の防除のための、ヒト及び／又は家畜を有害昆虫から保護するための、及び／又は、ヒト及び／又は家畜を有害昆虫により伝染されるベクター伝染性疾患から保護するための、請求項 1 から 8 のいずれか 1 項記載の基材。

【請求項 1 5】

前記有害昆虫がピレトロイド耐性を示す、請求項 1 1 から 1 3 のいずれか 1 項記載の方法又は請求項 1 4 記載の基材。